

建築物の耐震診断費補助制度のご案内

岡崎市では特定建築物の耐震診断費の一部を予算の範囲内で補助します。

※補助金額は交付年度により変更します。(下記はR8年度交付の場合)

補助の対象

- ◆ 用途・規模：学校、病院、集会場など多数のものが利用する大規模な建築物、危険物の貯蔵場（建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に定めるもの）
- ◆ 建築時期：昭和56年5月以前の着工



補助の内容

◆ 診断費補助 上限120万円

◇補助額は、診断に要する費用と下表【基準額】のいずれか少ない額の2/3以内とする。

◇建築士事務所登録のある建築士（建築士法第3条に規定する規模は一級建築士）が行い、市が定める第三者機関で判定を受けたものに限る。

【基準額】

延べ面積区分	基準額
面積 1,000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当り 3,670円を乗じて得た額
面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当り 1,570円を乗じて得た額
面積 2,000 m ² を超える部分	面積に 1 m ² 当り 1,050円を乗じて得た額



申込み方法

事業を行おうとする年度の前年度の9月の第2金曜日までに事前相談書を提出し、事業を行う年度の10月の末日までに交付申請をしてください。

留意事項

- ◎ 診断には建築時の図面が必要です。
- ◎ 診断 請負契約前（診断 着手前）に補助金申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。
- ◎ 事前に診断に着手している場合は補助金を交付することができません。

～このご案内に関するお問い合わせは～

岡崎市 住環境政策課 住宅施策係（西庁舎1階）

TEL：0564-23-6709

FAX：0564-23-7528

【建築物耐震診断費補助の流れ】

<申請者>

○申請者から耐震診断・改修の依頼
耐震診断・改修等の内容について市へ事前相談

① 事前相談書提出
事業を行う前年度の9月第2金曜日までに提出

○補助金交付申請書類の作成
・提出書類はチェックリストを参照

② 補助金交付申請書提出
事業を行う年度の10月末日までに提出

* 交付決定通知後に申請者と請負契約

③ 着手届提出

<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定日 ・ 診断着手予定日 	}	いずれか遅い日から 20日以内に着手する。 着手してから10日 以内に 着手届 を提出
---	---	---

・ 請負契約書の写しを添付

④ 完了実績報告書提出
・・・完了後30日以内に提出
事業を行う年度の2月第1金曜日までに提出

- ・ 提出書類はチェックリストを参照
- ・ 改修工事は耐震改修証明書交付申請（税制優遇措置が受けられる可能性あり）

⑤ 補助金支払請求書提出

<岡崎市>

【前年度】

事前相談

⇔

- ・ 補助の対象の確認
- ・ 申請書の書き方 等

【次年度】

補助金申請

→

↓審査OK↓

市から申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付。

着手

⇐

完了実績報告書確認

↓審査OK↓

市から申請者へ「補助金確定通知書」を送付。

補助金交付

⇐

申請者へ補助金交付

～このご案内に関するお問い合わせは～

岡崎市 住環境政策課 住宅施策係（西庁舎1階）

TEL：0564-23-6709

FAX：0564-23-7528